

借受宿舎に係る有益費の取扱いについて

〔昭和38年6月21日〕
蔵管第1509号

改正 昭和48年6月15日蔵理第2805号

大蔵省管財局長から各財務局長宛

標記のことについて、別紙のとおり各省各庁官房長あて通知されたから了知されたい。
なお、合同宿舎についても、別紙通達により取り扱われたい。

別紙

借受宿舎に係る有益費の取扱いについて

〔昭和38年6月21日〕
蔵管第1509号

大蔵省管財局長から各省各庁官房長宛

標記のことについては、下記により取り扱うこととされたから、遺憾のないよう処理されたい。

記

- 1 有益費(財産価値の増加を伴う資本的支出たとえば、土地にあつては、盛土(土留を含む。)等を、建物にあつては、屋根、壁、床等の改良工事等を行なうための費用をいう。以下同じ。)の投下を必要とする建物等を公務員宿舎(以下「宿舎」という。)とするために借り受けることは原則として行なわないこと。
 - 2 現に借受中の宿舎に係る有益費の投下についても原則として行なわないこと。
 - 3 やむを得ず有益費の投下を必要とする土地、建物等を宿舎として借り受けようとするときは、あらかじめ、当該財産の賃貸人等に有益費を投下すること及びその所要額を通知すること。
 - 4 やむを得ず現に借受中の宿舎に有益費を投下しようとする場合においても3に準じて処理すること。
 - 5 有益費を投下したときは、次により処理することとし、その償還請求権の行使に留意すること。
- イ 有益費を投下したときは、遅滞なく、国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)第29条に規定する当該宿舎に係る現況記録の備考欄にその投下所要額、投下年月日を記入すること。

なお、当該有益費に係る証拠書類は、別途保管することとする。

- 賃貸人等に対して当該有益費に係る償還請求を行なうときは、事前に賃貸人等と協議して償還すべき額を決定しておくこと。
- 八 賃貸人等に対して当該有益費に係る償還請求を行なったときは、直ちに国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第12条の規定に基づき、すみやかに歳入徴収官等に対し当該債権の発生通知を行なうとともに、当該宿舎に係る現況記録に、その通知年月日及び賃貸人等への償還請求年月日を併記する。
- 6 本通達実施の際すでに有益費を投下している借受中の宿舎についても、5に準じて処理すること。